

## 第4次障がい者基本計画 重点項目 評価・管理シート

[令和3年度分]

## 重点項目1

## 助けが必要な人の把握と支援へのつなぎ

めざす姿	<p>○福祉サービスに結びついていないすべての人の現状を確認し、支援が必要な人をサービスに結び付けることを目指します。</p> <p>○医療機関に働きかけを行い、医療機関からも支援が必要な人を市につなぎ、必要に応じた支援が提供できる体制づくりを進めます。</p>					
主に関連する事業 (P)	<p>●個別訪問調査</p> <p>●重層的支援体制整備事業</p>					
令和3年度の 主な取組実績 (D)	<p>1.個別訪問調査 調査件数 117件（うち、訪問 42件、アンケート 42件、電話 33件） 福祉サービス等につなげた件数 11件 調査員による振り返り会（情報共有、支援方針の検討等） 5回</p> <p>2.重層的支援体制整備事業 ○課題が複雑化・複合化したケースに対して、各分野が連携して支援の検討ができるよう、介護・障がい・生活困窮・CSW等で構成される事務局会議を週1回実施。障がい者の関わる3件のケースについて、情報共有及びケース検討を行った。 ○地域課題について検討を行う実務者会議を年に2回実施。</p> <p>3.精神保健福祉事業実務者会議 市関係課職員の質の向上、ネットワーク作りのため会議を実施。年4回延べ38人参加。</p>					
評価 (C)	<p>○コロナ禍においても、一定数の個別訪問調査が実施でき、福祉サービスに繋がったケースもあった。一方で、対象者の中には、何年も生活状況が変わらない人がおり、伴走的な支援が必要であるが、人的資源の不足により個別訪問調査以上のアプローチができていない。</p> <p>○重層的支援体制整備事業の事務局会議では、障害者手帳の取得はないものの障がい疑われるケースが発掘されることが多く、助けが必要な人の把握と、必要な情報を他機関と協働し届けることができるようになった。</p>	<p>評価※</p> <p><b>B</b></p>				
残された課題 今後の方向性 (A)	<p>○個別訪問調査で発掘された支援が必要な人は、長期的な視点で関わっていくことが求められている。今後、数年かけて個別訪問調査の対象、伴走支援者の確保等、事業の在り方を全体的に見直すことを検討していく。</p> <p>○多様化する個人ニーズに対応するには、様々な福祉サービスの利用や多様な地域資源へのつなぎや新たなサービス等の創出が必要であるため、各相談支援機関等の参加により様々な課題を検討を一体的に進めていく。</p> <p>○重層的支援体制整備事業として、アウトリーチを効果的に進めるため、相談機会の確保にむけて身近な相談場所となる居場所づくりを行う。</p>					
評価の推移	令和3年度 B	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

※「A」想定通り順調に取り組んできている 「B」概ね順調だが、不十分な点が少しある 「C」やや取り組みが遅れている 「D」取り組んでいない

# 第4次障がい者基本計画 重点項目 評価・管理シート

[令和3年度分]

## 重点項目2

## 早期からの相談体制の充実と就学前児童の通所先の確保

めざす姿	<p>○ 支援が必要な児童、保護者がスムーズに相談を受けられるようにします。</p> <p>○ 保護者の不安を受け止めつつ、専門医や心理職等の専門職による相談窓口において、必要な情報提供やサービスの案内をします。</p> <p>○ 支援が必要な児童が、地域で児童発達支援を受けることができるようにします。</p>					
主に関連する事業 (P)	<p>●こどもの発達相談室事業</p> <p>●児童発達支援センター事業</p>					
令和3年度の主な取組実績 (D)	<p>【療育支援体制整備プロジェクトチームの取組】 評価シートのとおり</p> <p>1. 令和3年4月1日に「こどもの発達相談室」を開所                  ア 相談体制: 保育士、保健師、教育関係相談員、臨床心理士、小児科医                  イ 令和3年度実績: 相談件数185件(実人数150人)                  ウ 主な連携先: 保健センター、障がい者基幹相談支援センター、保育園、教育総務課                  エ 相談後の対応: 医療機関案内、福祉サービス利用案内、子育て支援サービス案内等</p> <p>2. 令和3年10月1日に「児童発達支援センターこぐまっこ」を開所                  ア 実施事業: 児童発達支援、保育所等訪問支援                  イ 定員: 30人/日                  ウ 契約状況: 3月末現在で47人(児童発達支援42人+保育所等訪問支援21人)                  エ 設置クラス: 0歳から2歳児の親子クラス・単独クラス、3歳以上の単独クラス</p> <p>3. 令和3年9月末ですぎのこ教室を閉所し、10月から「親子通園事業どんぐり教室」を開所                  ア 実施事業: 発達に気になる児童とその保護者を対象に、発達を促すための支援を行う。                  イ 定員: 5組/日                  ウ 令和3年度実績: 利用人数10人</p>					
評価 (C)	<p>保健センター、教育総務課、保育園から「こどもの発達相談室」への相談の流れや役割分担について確認することができ、実際に相談に対応し福祉サービス等の情報提供をすることができた。</p> <p>児童発達支援センターの開所ができ受入れを行っているところであるが、支援が必要な児童が最適な支援を受けられるよう、児童発達支援センターの入所決定のあり方やクラス編成などについて今後検討を行う必要がある。また、医療的ケア児等の受入れ体制(通所先)を整備し、他の児童発達支援事業所とも協力しながらそれぞれの特色を生かし地域の療育支援体制の充実を役割分担しながら図っていく必要がある。</p>					<p>評価※</p> <h1>B</h1>
残された課題今後の方向性 (A)	<p>○ 幼稚園・民間保育園、学校、医療機関との連携をさらに深めるため、巡回相談を活用する。</p> <p>○ 医療的ケア児の早期発見と速やかな情報共有のための会議体を、常設設置する。</p> <p>○ 医療的ケア児等の受入れ体制(通所先)の確保について検討する。</p> <p>○ 児童発達支援センターのよりよい運営(通所決定の在り方、クラス編成など)について、引き続き検討していく。</p>					
評価の推移	令和3年度 B	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

※「A」想定通り順調に取り組んできている 「B」概ね順調だが、不十分な点が少しある 「C」やや取り組みが遅れている 「D」取り組んでいない

# 第4次障がい者基本計画 重点項目 評価・管理シート

[令和3年度分]

## 重点項目3 切れ目のない支援体制の充実

めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ライフステージごとに必要な情報を提供し、本人の意思を尊重した決定を支援します。</li> <li>○ 関係機関の情報共有や連携を強化し、安定した体制づくりを行います。</li> <li>○ 保護者、市民とともに地域で児童を育むネットワークをつくります。</li> </ul>					
主に関連する事業 (P)	●こどもの発達相談室事業					
令和3年度の主な取組実績 (D)	<p><b>【療育支援体制整備プロジェクトチームの取組】</b> 評価シートのとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和3年4月1日に「こどもの発達相談室」を開所             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 相談体制: 保育士、保健師、教育関係相談員、臨床心理士、小児科医</li> <li>イ 令和3年度実績: 相談件数185件(実人数150人)。</li> </ul> </li> <li>2. 地域で児童を育むネットワークづくり             <ul style="list-style-type: none"> <li>上郷複合施設の地域の庭やサロン室の活用など上郷保育園、上郷児童館、児童発達支援センター、こどもの発達相談室の職員で定期的に情報交換し、交流の機会を検討。令和3年度は、保育園年長児が児童館にて児童発達支援センター通園児へ「歌のプレゼント」を実施した。</li> </ul> </li> </ol>					
評価 (C)	<p>相談対象児童の年齢や相談内容に応じて専門分野の相談員が対応し、必要な情報提供を行うことができた。 関係機関との連携については、幼稚園や学校との連携を深める必要がある。 保護者、市民との地域のネットワークづくりに関して、複合施設の良さを十分に生かせるよう、上郷保育園、上郷児童館、児童発達支援センターと検討を継続することが必要。</p>					<p>評価※</p> <h1 style="font-size: 48px; margin: 0;">B</h1>
残された課題今後の方向性 (A)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連携強化に向け、療育支援体制整備プロジェクトチーム内で引き続き検討する。</li> <li>○地域のネットワークづくりに関して引き続き上郷複合施設内での検討に加えて、保護者同士の交流の場の充実や親の会づくりなど協力体制を強化していく。</li> <li>○不登校、ひきこもり等、義務教育修了後の児童に対する支援策が未整備であるため、相談体制や支援策について協議していく。</li> </ul>					
評価の推移	令和3年度 B	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

※「A」想定通り順調に取り組んできている 「B」概ね順調だが、不十分な点が少しある 「C」やや取り組みが遅れている 「D」取り組んでいない

# 第4次障がい者基本計画 重点項目 評価・管理シート

[令和3年度分]

## 重点項目4 就労に関わる機会の充実

めざす姿	<p>○ 中学生、高校生の頃から将来のことや自身の特性などを考えるきっかけとなる機会をつくり、就労による自立生活の支援を目指します。</p> <p>○ 市役所内外にて障がいのある人が就労体験をすることができる環境を拡充します。</p>					
主に関連する事業 (P)	<p>● 就労支援コーディネート事業</p> <p>● ながふく就労体験事業</p>					
令和3年度の主な取組実績 (D)	<p>1. 就労支援コーディネート事業 中高生の就労体験事業(全5回) ア 参加者数 6名(高校生3名 中学生3名) イ 協力企業: (株)ひまわりネットワーク、(株)日立ゆうあんどあい、日立チャネルソリューションズ(株)</p> <p>2. 市役所におけるながふく就労体験事業実施件数 ア 延べ件数: 44件(福祉課及び文化の家にて業務に従事) イ 主な業務内容: 請求事務処理、データ入力封筒へのラベル貼り、送付物の封詰め</p> <p>3. 就労支援を目的とした障がい事業所への業務委託 令和3年6月から、エコハウスの管理業務を障がい事業所への業務委託を開始。 ア NPO法人楽歩(就労継続支援A型事業所): 水・金曜日の終日 イ (株)フォルツァ(就労継続支援B型): 木曜日(午前中のみ)</p> <p>4. 障がい者の就労支援を目的とした企業向け貸農園の開園 「わーくはびねす農園 あいち長久手」が令和4年2月1日にグランドオープン。11企業の従業員として、60名(市民2名を含む)の障がい者が雇用された(令和4年2月末時点)。</p> <p>5. ながふく商店(物品等の販売会)の開催 ア 市役所(第1・3金曜日)及び福祉の家(毎月26日) イ 市役所における弁当等の販売 毎週火～金曜日まで、事業所が日替わりで販売。</p>					
評価 (C)	<p>○ 中高生向け就労体験プログラムのモデル実施し、仕事について考えるワークショップや会社見学などを行った。プログラムを通じて将来を選択する機会が持てたことや自分が希望する仕事に必要なスキルや進路について理解を深めることができた。</p> <p>○ 就労機会の創出の観点においては、コロナ禍において、昨年に引き続き、企業からの仕事受注や生産物の販売機会が減少傾向にあった。そこで、感染対策を十分に行いつつ、可能な限り、ながふく商店を継続し、就労機会の確保に努めることができた。今年度から、市から障がい事業所の運営法人に新たに業務を委託したことも、工賃の向上につながったと考えられる。</p>					<p>評価※</p> <p><b>B</b></p>
残された課題今後の方向性 (A)	<p>○ 中高生向け就労体験事業は、さらなる内容の充実を図っていくことと合わせて、将来的には放課後等デイサービス事業所が主体的に実施できるよう、引き続きプログラムの作成に取り組んでいく。</p> <p>○ ながふく商店が地域に根付き、より発展するよう、適宜、そのあり方を見直していく。</p> <p>○ 就労系障害福祉サービスの在宅でのサービス提供について、サービス提供状況や支援効果を鑑み、市のルールを定めていく。</p>					
評価の推移	令和3年度 <b>B</b>	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

※「A」想定通り順調に取り組んできている 「B」概ね順調だが、不十分な点が少しある 「C」やや取り組みが遅れている 「D」取り組んでいない

# 第4次障がい者基本計画 重点項目 評価・管理シート

[令和3年度分]

## 重点項目5 学び・理解、交流による地域共生の推進

めざす姿	<p>○ 地域共生社会の実現に向けて、障がいに関する学び及び理解の向上に取り組めます。</p> <p>○ 障がい福祉に関わる様々な人(サービス提供事業所、教育関係者、医療関係者、当事者団体等)に呼びかけ、一堂に集まり、交流する場を設け、ともに地域の課題等について考えたり、学んだり、情報・意見交換を行ったりすることにより、顔が見える関係づくりを進めます。</p> <p>○ 個人や団体が、主体的に交流活動に取り組む機会の確保に努めます。</p>					
主に関連する事業(P)	<p>● 学び、理解向上のための研修等の実施</p> <p>● 障がい福祉に関わる人の交流の場づくり</p>					
令和3年度の主な取組実績(D)	<p>【理解促進・交流プロジェクトチームの取組】 評価シートのとおり</p> <p>1.各種研修・講座等の実施 小中学生向け:福祉実践教室及び介助犬教室(市内7校) 当事者及び支援者向け:精神障害者ピア活動1回、現任保育士障がい児研修1回 市職員向け:差別解消法に関する研修(新規採用職員向け、管理職向け 各1回)</p> <p>2.障がい福祉関係者連絡会の開催 ア 1回目:7月15日実施。参加者20人(14事業所)。 イ 2回目:1月に予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて中止。</p>					
評価(C)	<p>障がい者や障がいの理解を目的とした従来の研修、講座等に加えて、障がいのある人の暮らしを動画にして配信するという新たな手法を取り入れることができた。一方で、作った後、出前講座などで活用することにより、直接、市民の反応がうかがえる機会があるとよかった。また、今年度から新たに始めた障がい福祉関係者連絡会は、1回のみで開催となったが、参加者の満足度は高く、次回に向けて、よりよい企画となるよう準備も進めることができた。</p>					<p>評価※</p> <p><b>B</b></p>
残された課題今後の方向性(A)	<p>○コロナ禍における研修等や交流会をどのように確保していくかは大きな課題である。今後は、感染拡大している状況でも、事業が確実に実施ができるよう、オンラインでの実施体制を常時準備しておくことも必要と考える。</p> <p>○様々な団体等が、主体的かつ柔軟に研修・講座等が開催できるよう、活用できる補助金・助成金等を積極的に案内していく。</p>					
評価の推移	令和3年度 B	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

※「A」想定通り順調に取り組んできている 「B」概ね順調だが、不十分な点が少しある 「C」やや取り組みが遅れている 「D」取り組んでいない

# 第4次障がい者基本計画 重点項目 評価・管理シート

[令和3年度分]

## 重点項目6

## 医療的ケアを必要としている人への支援体制づくり

めざす姿	<p>○本市における医療的ケアの範囲を明確にし、対象者の生活状況の把握を行い、必要な支援体制を整備します。</p> <p>○医療的ケアを必要としている人の家族等をサポートできる環境を整備します。</p>					
主に関連する事業 (P)	<p>●医療的ケアが必要な障がいがある人への支援体制整備</p> <p>●避難行動要支援者名簿への登録</p>					
令和3年度の 主な取組実績 (D)	<p>【医療的ケアが必要な人への支援体制整備プロジェクトチームの取組】 評価シートのとおり</p> <p>1.障害福祉サービスの支給 医療的ケアが必要な人の障害福祉サービスの支給量の審査にあたって、自宅を訪問し、生活状況等の確認、聞き取りを行った。</p> <p>2.避難行動要支援者名簿への登録(医療的ケアが必要な人) 登録人数 17人中 11人 ※令和4年5月時点</p> <p>3.医療的ケア児等コーディネーター研修への参加 2名(市職員及び医療機関従事者)が新規で受講し、5名(市職員3名、基幹相談支援センター1名)がフォローアップ研修を受講した。</p> <p>4.医ケア児ケース会議 1件実施</p>					
評価 (C)	<p>プロジェクトチームによって、多様な医療的ケア児者の暮らしについて、関係者間で共有できたことは良いが、今後の検討課題の具体的な絞り込みなどについて検討が不十分である。</p> <p>また、医療的ケア児者やその家族に起こりうるかを、関係者間で事前に共有し、対応について検討する仕組みが必要である。</p>					<p>評価※</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">C</p>
残された課題 今後の方向性 (A)	<p>○医療的ケア児者の中には、日中の通える場所(保育園、教育機関、障がい関係事業所等)、在宅ヘルパーその他支援者(親族、近所の人、友人等)など、地域資源を活用しなければ生活が成り立たないことがある。しかし、本市の社会資源が乏しく、近隣の資源を活用している状況である。</p> <p>○今後も継続的に、医療的ケア児とその家族に必要な資源・情報・支援策を整理し、限られた財源の中でどのような事業や施策をすべきか、どこにどのように働きかけをしていくべきか等について検討していくような協議の場をもつ必要がある。</p>					
評価の推移	令和3年度 C	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

※「A」想定通り順調に取り組んできている 「B」概ね順調だが、不十分な点が少しある 「C」やや取り組みが遅れている 「D」取り組んでいない

# 第4次障がい者基本計画 重点項目 評価・管理シート

[令和3年度分]

## 重点項目7 災害時に向けた体制づくり

めざす姿	<p>○ 避難行動要支援者名簿への登録を促し、災害時に避難が難しい人や支援が必要な人の把握を目指します。</p> <p>○ 災害時における市内のサービス提供事業所の対応方法、避難場所、備蓄の状況等を事前に把握・整理し、災害が発生した際にスムーズに支援が行えるようにします。</p> <p>○ 障がいのある人が自身の特性・配慮してほしいことを伝えられる手段を検討し、災害時に本人に配慮した支援を受けられるようにします。</p>					
主に関連する事業 (P)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難行動要支援者名簿への登録</li> <li>● 福祉的な視点での避難所整備</li> <li>● 避難訓練の協働実施</li> </ul>					
令和3年度の主な取組実績 (D)	<p><b>【防災プロジェクトチームの取組】</b> 評価シートのとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難行動要支援者名簿への登録 登録人数（障がい者）367人 ※令和4年5月時点</li> <li>2. 個別避難計画の策定に向けた取組 市関係課（安心安全課・長寿課）と、個別避難計画策定に向けた体制について協議し、個別避難計画の様式、情報収集の方法、次年度に向けたスケジュールを策定した。</li> <li>3. 福祉避難所 市関係課（安心安全課）と福祉避難所の現状や運営の仕方を協議し、利用見込み者の概数を算定した。また、指定福祉避難所の公示を行った。</li> <li>4. 避難訓練 ○ コロナ禍で多人数での訓練が困難なため、地域の役員等を対象に、感染症に対応した避難所開設訓練を実施。一般の方でも車いすの方でも使用できる製品である「ポップアップパーティション」を、市内一斉避難所開設訓練で実際に設置した。 ○ 11月21日（日）に、6小学校を会場として市内一斉避難所開設訓練を実施。参加住民はそれぞれのまちづくり協議会、連合会、区で自ら選出してもらい、各校20～40人程度の住民参加。社会福祉協議会からCSWが参加。 ○ R3北小校区防災訓練＝民生委員と自治会連合会の共催。511名・427戸参加。</li> </ol>					
評価 (C)	<p>プロジェクトチームでの協議により、障がい事業所の災害対策モデルをまとめることができたほか、障がい者等が災害時の避難所等における支援を受けやすくするためのツールを開発し、避難行動要支援名簿を活用した避難支援と併せて、防災のセーフティーネットづくりの足がかりができた。</p> <p>また、避難行動要支援者登録申請書を見直し、個別避難計画にも対応した様式に改訂するなどし、個別支援計画の策定に向けた準備を概ね整えることができた。</p>					<p>評価※</p> <h1 style="font-size: 48px;">B</h1>
残された課題 今後の方向性 (A)	<p>○ 地域、福祉専門職、介護・障がい事業所等の協力を得て個別避難計画の策定を進めていくこと、地域の防災訓練への要支援者及び福祉事業所が参加すること等、要支援者の避難支援の実行性を高めるための取組を進める。</p> <p>○ 地域の避難所においても、できるだけ、障がいのある人の有無に関わらず利用できる備蓄を進めていく。</p> <p>○ 障がいのある人にとって身近な事業所が、地域の一員として災害時の支援者としての役割を担ってもらえるよう、研修等を通して意識を高めていく。</p>					
評価の推移	令和3年度 <b>B</b>	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

※「A」想定通り順調に取り組んできている 「B」概ね順調だが、不十分な点が少しある 「C」やや取り組みが遅れている 「D」取り組んでいない

## 第 4 次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和 3 年度分]

## 基本分野 1 生活支援

## 施策項目 1 障害福祉サービス等の充実と質の確保

No.	事業内容	関係課	【R3年度】取組実績、特記事項等	評価 (R3見込)	今後の方向性
1	既存の高齢者施設（通所介護等）で障がいのある人の受け入れができる共生型サービスの申請を高齢者施設へ働きかけます。	福祉課 長寿課	R3年度は特に働きかけを行っていないが、共生型サービスの説明はR2年度に市内9事業所に実施しており、事業所の協力体制は整っている。なお、R3年度利用希望者なし。	D	利用希望者が出た際に、事業所に協力を依頼していきます。
2	障がいのある人が質の高いサービスを受けられるよう、事業所等に対し、研修等への参加を働きかけます。	福祉課	研修の案内があった際に、市内の事業所周知を行っています。	A	引き続き周知を行います。
3	本市の実情に応じた地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援、地域活動支援センター及び訪問入浴）を展開できるよう、ニーズに応じた見直しを必要に応じて行うとともに、サービス利用を促進します。	福祉課			
4	必要なときに必要な人が障害福祉サービス等を受けられるよう、障がいのある人、家族等に対しサービスに関する情報提供を適切に行います。	福祉課			
5	児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）及び障害児相談支援の適切なサービス提供を推進します。重症心身障がい児の受け入れについては、関係機関や近隣の事業所と連携します。	子ども家庭課	令和3年10月に児童発達支援センターを開所し児童発達支援と保育所等訪問支援についてサービス提供を行っています。	C	重症心身障がい児のサービス利用のニーズと提供体制の把握を行うとともに、児童発達支援センターの通所決定の在り方等検討を行う。
6	障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、グループホームを設置する事業所に対し、社会福祉施設等施設整備補助金の申請のための支援等を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所の設置を目指します。	福祉課	グループホーム新設を検討している事業所からの相談について、必要な情報提供を行った。	A	事業所へ働きかけを行うとともに、申請に係る相談対応を行う。
7	グループホームでの生活が障がいのある人にとって合っているか確認するため、体験する機会を提供します。	福祉課	新型コロナウイルス感染症により未実施。	—	新型コロナウイルス感染拡大状況や、グループホームの空床状況を踏まえて進めていく。

※評価「—」は、新型コロナウイルスの影響により事業の実施ができなかったもの。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

# 第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和3年度分]

## 基本分野1 生活支援

### 施策項目2 包括的な相談支援体制の仕組みづくり

No.	事業内容	関係課	【R3年度】取組実績、特記事項等	評価 (R3見込)	今後の方向性
1	一人ひとりにあった総合的な支援、地域の相談支援事業所における対応困難事例への支援、人材育成、障がい者虐待防止、その他関係機関との連携等を図るため、障がい者基幹相談支援センターを運営します。	福祉課			
2	【重点項目】 障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。	福祉課	重点項目1		
3	福祉サービス等の利用には、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成が必要であることや、夜間等を含む緊急時における連絡・相談体制の確保などが必要なことから、障がい児・者の相談支援体制の強化を図ります。	福祉課 子ども家庭課			
4	地域共生ステーションなど、身近な場所で障がいに関する相談ができるよう、相談員による出張相談等を実施します。	福祉課 地域共生推進課 たつせがある課	西・北・市が洞・南小学校区に設置された地域共生ステーションなどにおいて、CSWIによる出張相談（福祉のなんでも相談）を各地区で毎月2～3回実施した。	A	継続
5	精神障がいのある人に対する地域の理解を深めるとともに、精神障がいのある人やその家族への支援として、相談体制の充実と関係各課との連携を図ります。	福祉課 健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者（ピア）交流会を開催。</li> <li>必要に応じて関係各課と情報を共有し連携を図った。</li> <li>関係職員の質の向上、ネットワーク作りのため会議を実施。年4回延べ38人参加。</li> </ul>	A	継続実施。関係団体のネットワークを広げ、会議参加者数を増やす。
6	【重点項目】 障がい福祉分野においても、家族介護者の高齢化等に伴い、介護者自身への支援など、家庭全体を支える相談対応が求められています。そのため、相談者の世代、相談内容等に関わらず、包括的に相談を受け止め、各分野における相談支援を一体的に捉え、関係機関と連携した重層的な支援体制の構築を進めます。	福祉課 長寿課 地域共生推進課 子ども家庭課 健康推進課	重点項目1		

※義務的性質の項目については評価対象としない。

# 第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和3年度分]

## 基本分野1 生活支援

### 施策項目3 経済的な負担軽減のための支援

No.	事業内容	関係課	【R3年度】取組実績、特記事項等	評価 (R3見込)	今後の方向性
1	障がいのある人への経済的な支援を図るため、障害者手当の支給を行います。	福祉課	令和3年度9月議会にて障害者手当支給条例の改正案が承認されたことに伴い、令和4年4月1日以降において、65歳以上で初めて各種障害者手帳を交付された方が手当対象外となる。	A	継続して支給を行う。
2	国や県の法令等に基づき所得保障として年金制度を補完する特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当及び愛知県在宅重度障害者手当の周知に努めます。	福祉課			
3	障害基礎年金など国の制度に基づく年金について、20歳時の手続き勧奨及び随時の相談対応を行います。	保険医療課			
4	福祉サービスの利用手続きの支援や日常的な金銭管理を支援する「日常生活自立支援事業」の活用を図ります。	社会福祉協議会			
5	心身の障がいや疾病等のため、調理等の日常生活を営むことに支障がある人に対し配食するサービスの一部費用を助成します。	福祉課			
6	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器等購入費用を助成します。	福祉課			
7	日常生活に必要な用具の購入費用を助成します。また、障がいのある人のニーズにあわせ、種目の見直しを適宜行います。	福祉課	暗所視支援眼鏡を種目に追加するための要綱改正を行った。	A	今後も適宜見直しを行う。

8	障がいにより失われたり低下した身体機能を補うための機器等（補装具）の購入、修理、貸与費用を助成します。	福祉課			
---	---	-----	--	--	--

※義務的性質の項目については評価対象としない。

# 第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和3年度分]

## 基本分野2 保健・医療

### 施策項目1 早期発見・支援への取組

No.	事業内容	関係課	【R3年度】取組実績、特記事項等	評価 (R3見込)	今後の方向性
1	保健センターにおいて、乳幼児健診の受診率の向上に努めるとともに、健診事後教室などの支援体制の充実を図ります。また、障がいのある児童をもつ保護者に対して、適切な療育を受けるよう促します。	健康推進課 子ども家庭課	乳幼児健診未受診者に対して電話や訪問で状況確認実施している。また、発達に心配のある児に対しては適切な療育を受けられるよう健診事後教室等でフォローを行っている。	A	今後も健診未受診者の状況確認、健診事後教室等でフォローを行っていく。
2	母子保健法により、支援の必要な障がいのある児童を早期に発見し、就学への移行が円滑かつ適正にできるよう関係機関と連携して支援します。	健康推進課 子ども家庭課 教育総務課 子ども未来課	5歳児すこやか発達相談を行い、フローチャートに沿って電話や相談事業を行っている。就学に向けて支援が必要な児については、個別相談等を通じて関係機関と連携し、支援を行っている。	B	今後も関係機関と連携し、支援を行っていく。
3	糖尿病等の生活習慣病を起因とする障がいの発生を予防するため、健康体操の普及や生活習慣病の早期発見のための健康診断等の受診の促進及び疾病の重症化予防に努めます。	健康推進課 保険医療課	39歳以下健診受診者数202人 ラジオ体操第一登録者数2,080人 (令和4年2月16現在)	A	今後も、糖尿病等の生活習慣病を起因とする障がいの発生を予防するため、周知啓発を継続する。
4	【重点項目】 こどもの発達相談室を設置し、発達が気になる児童に関する相談窓口を充実させ、早期発見から早期療育へとつなぎます。また、障がいのある児童に対する通所支援施設として、「児童発達支援センター」を整備します。	子ども家庭課	重点項目2		
5	障がいのある児童をもつ保護者がお互いの不安や悩みを共有し支え合える仕組みが必要であることから、障がいのある児童とその保護者同士が交流できる機会を提供します。	子ども家庭課	親子通園事業（どんぐり教室）と児童発達支援センターの利用を通して、発達が心配な児童の保護者同士が交流できる機会を設けています。また、児童発達支援センターと希望の会の連携を開始し、他団体とも交流を深めていきます。	B	さらに活発に保護者同士が支え合える仕組み作りを検討します。
6	精神疾患が疑われるが医療機関に受診しておらず、適切な治療に結びついていない人について、関係部署及び関係機関との連携を強化することにより、支援が必要な人の早期発見及び早期治療に向けた対応方法の検討を行います。	福祉課 健康推進課	重点項目1		

※義務的性質の項目については評価対象としない。

# 第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和3年度分]

## 基本分野2 保健・医療

### 施策項目2 医療などが必要な人への支援の充実

No.	事業内容	関係課	【R3年度】取組実績、特記事項等	評価 (R3見込)	今後の方向性
1	地域の関係機関の協働・連携の強化、既存の社会資源や仕組みの活用を図り、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議を進めます。	福祉課 健康推進課	システム構築の検討には至っていないが、精神障害者の生活実態把握は、個別訪問調査にて行っており、これを検討のベースとして活用していくことを考えている。	D	令和4年度にの地域生活支援拠点の検討、個別訪問調査結果を踏まえ、令和5年度を目処に障がい者自立支援協議会において本格的に検討を進める。
2	障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行います。	福祉課 保険医療課			
3	障害者総合支援法の対象である難病患者の人が適切な支援を受けられるよう、福祉サービス等について周知していきます。	福祉課			
4	【重点項目】 医療的ケアが必要な障がいがある人への支援体制整備に向け、定義や現況の確認、連携方法などについて関係機関と協議・検討を行います。	子ども家庭課 福祉課	重点項目6		
5	サービス提供事業所の職員や利用者家族に対し、歯科教育を推進します。	福祉課 健康推進課	障がい者通所施設歯科健診事業補助金制度を創設した。	A	令和14年度まで継続的に実施。
6	保健所が実施する難病法に基づく特定医療費（指定難病）が適切に支給されるよう、周知を行います。	福祉課			
7	保健所が実施する児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費受給者のうち該当となる方を対象に、日常生活用具の給付を行います。	子ども家庭課			

※義務的性質の項目については評価対象としない。

# 第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和3年度分]

## 基本分野3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

No.	事業内容	関係課	【R3年度】取組実績、特記事項等	評価 (R3見込)	今後の方向性
1	障がいのある児童・生徒の理解や障がいの特性に応じた対応や支援ができるよう保育士・学校教員等の研修を充実させ、保育園・小中学校における障がいのある児童・生徒の受入れの拡充を図ります。	子ども未来課 教育総務課	保育士に向けた障がい児対応のための研修を実施。障がいのある児童・生徒が地域の学校に通えるよう、施設のバリアフリー化を図る一環として西小学校改修工事の設計を完了。	A	3歳児クラス以上の受入れを行う保育園において、障がい児保育の受入れを継続。令和4年度に西小学校のバリアフリー化改修工事実施予定。
2	障がいがあっても安心して学校に通えるよう、総合的な相談支援ができる体制を目指し、スクールソーシャルワーカーを配置し、よりきめ細やかな対応ができるよう連携体制を強化します。	教育総務課 子ども家庭課 福祉課	各中学校区に1人、計3人のスクールソーシャルワーカーを配置した。	A	スクールソーシャルワーカーの継続的な人員確保が難しいことが課題。
3	学校において、スロープ、エレベーター、多機能トイレの設置など、ハード面の改善を行うとともに、専門的な知識・技能を有する人材の確保に努め、受入れ可能な障がいのある児童・生徒の拡充を目指します。	教育総務課	西小学校の校舎等をバリアフリー化を図る改修工事の設計を完了した。	B	令和4年度に西小学校のバリアフリー化改修工事を実施予定。
4	通級指導教室待機児童の解消や適正な就学に向けて、他機関と連携しながら就学相談を行うこと、また、授業のユニバーサルデザイン化、合理的配慮についての研修の実施及び医療的ケア児の受け入れ体制を整備することで、「インクルーシブ教育」の基礎を継続して構築していきます。	教育総務課	他機関との連携した就学相談は、その都度対応している。また、肢体不自由の障がいのある児童でも安全に移動ができるよう西小学校の校舎等のバリアフリー化を図る改修工事の設計を完了した。	B	児童生徒一人一人の状況により対応が変わってくるため、その都度対応する。
5	介助犬総合訓練センター～シンシアの丘～と連携して行う介助犬教室や社会福祉協議会と連携して行う福祉実践教室など、障がいの理解を深めるための授業を行います。	教育総務課	コロナ禍で実施を中止した学校もあるが、多くの学校で実施した（実施7校、中止2校）。	B	今後も障がいの理解を深めるための授業を行う。
6	障がい者スポーツ関連団体等と連携し、カローリング等、障がいのある人も楽しめるニュースポーツを推進します。	生涯学習課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業中止。	-	新型コロナウイルス感染症の状況により事業実施
7	愛知県内の特別支援学校に就学している児童・生徒の保護者に対して支給する就学奨励金の周知に努めます。	福祉課 教育総務課			

※評価「-」は、新型コロナウイルスの影響により事業の実施ができなかったもの。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

# 第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和3年度分]

## 基本分野4 雇用・就業

### 施策項目1 就労支援ネットワークの強化及び障がい者雇用の促進

No.	事業内容	関係課	【R3年度】取組実績、特記事項等	評価 (R3見込)	今後の方向性
1	【重点項目】 障がいのある人の就労の相談や支援を行い、本人と事業所等をつなげていくことや、高校や大学等に在学中の人の就職活動や生活の困り事を解決するためのサポートを行う、就労支援コーディネート事業を実施します。	福祉課	重点項目4		
2	就労支援施設等と協力し、市役所等の当該施設外において軽易な業務が体験できる機会を実施します。	人事課 福祉課	重点項目4		
3	尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）と連携して、障がいのある人の就労支援を実施します。	福祉課			
4	民間企業等との情報共有を図り、一般就労が難しい方に対し、支援員がサポートしながら就労訓練を実施する中間的就労の事業所の新規参入を進め、一般就労に向けた支援を実施します。	福祉課	中間就労事業所ではないが、障害者雇用を行う企業への貸し農園を運営する株式会社と協定を結び、開設の協力を行った。	A	運営会社と情報共有しつつ、障害者の就労支援を行う。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

# 第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和3年度分]

## 基本分野4 雇用・就業

### 施策項目2 福祉的就労の充実

No.	事業内容	関係課	【R3年度】取組実績、特記事項等	評価 (R3見込)	今後の方向性
1	障害者優先調達推進法の趣旨に基づき、障がい者就労支援施設等への発注を促進します。また、「長久手市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき発注を行います。	行政課 福祉課	「長久手市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を各課に周知し、障がい者就労支援施設等への受注機会の拡大を図った。	A	引き続き、障害者就労施設等への受注機会の拡大を推進していきます。
2	工賃の向上を目指し、就労支援施設が実施する物品販売会について、市役所や福祉の家等での販売を推進します。	福祉課 財政課	市役所や福祉の家にて、物品販売会を行う機会の提供をしています。 (市役所20回、福祉の家10回)	A	新型コロナウイルス感染症の拡大状況を注視しながら、販売機会の拡大を図ります。
3	障がいのある人の就労の機会の拡大、農地の有効活用、農業に従事している人への周知・啓発、農と福祉とが協働するためのマッチング等を行います。	みどりの推進課 福祉課	令和元年度に実施したアンケートで、農福連携に興味があると回答した農業者に個別に連絡したがマッチングには至らなかった。	A	既存の事業所の取組を注視しつつ、地域の情報収集を行い、マッチングのタイミングを見計らう。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

# 第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和3年度分]

## 基本分野5 生活環境

### 施策項目1 地域における支え合いの体制づくり

No.	事業内容	関係課	【R3年度】取組実績、特記事項等	評価 (R3見込)	今後の方向性
1	障がいのある児童も含め、小学校を活用して、放課後の子どもたちの安心で安全な居場所を充実します。また、学びや遊びなどの活動を実施し児童が地域社会の中で健全に育まれる環境づくりをします。	子ども未来課	放課後の子どもの居場所づくりに関して、地域子ども・子育て支援事業計画の中でニーズ量を把握し、それに対応した供給体制を整備しています。	A	児童の増加に対応するため既存の施設の活用を検討することや、ニーズの多様化に対応するため計画の見直しを行いました。
2	ちょっとした訓練やサポートがあれば、自身で行えるようになることを目的とした、日常生活における体験・訓練のため居宅介護の利用やボランティアによる支援を推進します。	福祉課			
3	障がいのある人の各種イベント、公共施設等でのボランティア活動等への参加を促し、障がいのある人の社会参加の場を提供します。	各担当課	・令和3年にオープンしたりニモテラス公益施設において、障がい者、健常者の区別なく、管理ボランティアに参加された方にスマイルポイントを付与。 ・中央図書館において、破損した本の修理を行う「図書修理ボランティア」等を育成し、社会参加の場を提供。現在障がいのある方2名が活動中。	A	各事業、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を注視しながら継続。
4	障がい者団体の活動の周知・啓発などを支援します。	福祉課			
5	関係機関等と連携して市民を対象とした講座を実施し、手話通訳者・要約筆記者等の養成に努めます。	福祉課	近隣市町と協定を締結し、手話奉仕員養成研修（全18回）及び要約筆記奉仕員養成研修（全6回）を実施した。	A	新型コロナウイルス感染症の拡大状況を注視しながら継続。
6	障がいのある人に関する様々な課題の解決が求められていることから、障がい者自立支援協議会の機能の充実を図るほか、関係者間の顔の見える関係づくりを進め、地域課題の解決に向けた検討体制を強化します。	福祉課			

※義務的性質の項目については評価対象としない。

# 第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和3年度分]

## 基本分野5 生活環境

### 施策項目2 外出の促進及び移動に関する支援

No.	事業内容	関係課	【R3年度】取組実績、特記事項等	評価 (R3見込)	今後の方向性
1	障がいのある人の移動を支援するため、移動支援事業の支援員の本市独自の養成研修を実施し、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。	福祉課	障がい事業所が独自に研修を実施し、9人従事者を新たに登録した。	A	来年度から、市主催でも研修を行う。
2	障がいのある人等の外出機会を促進するため、安価で利用できる福祉有償運送事業を実施する事業者の新規参入を促進します。また、事業に必要な手続等について、関係機関との調整を図ります。	福祉課 長寿課	1事業者が新規参入し、手続等の支援を行った。	A	引き続き、福祉有償運送運送協議会等で、関係者間で協議、情報共有等を行う。
3	外出に関する支援として、障がい者タクシー料金助成事業及び身体障がい者自動車改造助成事業を実施するとともに、鉄道・バス・タクシー・航空の運賃、有料道路通行料金の割引制度の周知を行います。	福祉課			
4	障がいのある人の学習機会の提供及び外出する機会の増加のため、団体等が開催した社会見学等の一部費用を助成します。	福祉課			
5	障がいのある人が移動しやすいように、横断歩道や人通りの多い歩道の段差の解消や視覚障がい者誘導ブロックを整備します。	土木課			
6	道路新設時などに、車いすがすれ違えることができる幅の歩道整備を行います。	土木課			
7	新設の公共施設については障がい者等に配慮して計画していきます。既存の公共施設については、改修時に合わせてバリアフリー化を実施していきます。	各施設管理担当課	令和3年にオープンしたリニモテラス公益施設では、障がい者用駐車場を設けたり、多目的トイレを設けてバリアフリーに繋げています。	A	古戦場公園に整備する新設のガイダンス施設について、バリアフリー対応とする予定。

8	障がい者等があらゆる施設を円滑に利用できるように、愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例の周知・啓発や民間の施設建築時において、協力を呼びかけます。	都市計画課	令和3年度は「長久手市美しいまちづくり条例」の適用物件の15件に対して「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の周知を行い、特定施設整備計画届出書を9件受理	A	今後も「長久手市美しいまちづくり条例」の適用物件に対して「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に則った計画とされるよう依頼していきます。
9	障がいのある人の移動の利便性向上に向けた取組について検討します。	福祉課 長寿課 安心安全課 政策秘書課	「タクシー料金助成事業」について見直すため、対象者に移動や利用状況等についてのアンケートを行った。また、令和4年4月からNーバスにおける減免対象者の縮小について、福祉施策として介護認定者を引き続き無料対象とすることとした。	A	アンケート調査の結果を踏まえ、タクシー料金助成事業の実施方法等について検討を行うとともに、引き続き、障害のある方等、移動を困難とする方のニーズを調査し、利便性向上に向けた検討を行う。
10	「Nーバス」を障がい者の外出時の交通手段として利用してもらえるよう、車両の車いす対応及び料金の障がい者割引制度についてわかりやすく案内し、利用促進に努めます。	安心安全課	障がい事業所を対象に令和4年度からの料金制度を周知した。	A	引き続き周知を行う。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

# 第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和3年度分]

## 基本分野5 生活環境

### 施策項目3 わかりやすい情報発信とコミュニケーション

No.	事業内容	関係課	【R3年度】取組実績、特記事項等	評価 (R3見込)	今後の方向性
1	障がい福祉の制度等をよりわかりやすく周知するために福祉ガイドを発行します。	福祉課 長寿課 子ども家庭課			
2	障がいのある人がサービス、制度等に関する情報を入手しやすいようなホームページ等をつくります。	福祉課			
3	視覚障がい等を有している人が広報紙の情報が入手しやすいよう、ボランティア団体と協働して、声の広報を提供していきます。	情報課			
4	障がい等により意思疎通が困難な人に対して、障がいの特性に応じた支援ができるよう、手話通訳、要約筆記、代筆、代読、筆談などの支援を行います。また、意思疎通を支援する人材の育成や環境整備に努めます。	福祉課	福祉課に手話通訳者を設置(令和3年1月に設置時間拡充)。各手続きごとのコミュニケーションボードを作成し、窓口にて活用。	A	令和4年4月から手話通訳者設置時間を更に拡充します。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

# 第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和3年度分]

## 基本分野6 障がいの理解促進、差別解消、権利擁護支援

### 施策項目1 障がいの理解と障がいを理由とする差別の解消

No.	事業内容	関係課	【R3年度】取組実績、特記事項等	評価 (R3見込)	今後の方向性
1	障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とした差別や虐待を受けることがないように、障がいのある人に対する理解促進のための啓発活動に努めていきます。また、行政は障がいのある人への合理的配慮を実施するとともに、民間事業所等に対しても協力を求めています。	福祉課			
2	市職員等を対象に、障がいのある人への配慮、適切な対応について理解するための研修等を実施します。	人事課 福祉課	・新規採用職員に対し、福祉課職員による研修を実施（実施日R3.4.2、17名が受講） ・福祉課と人事課が協力し、障がい者基幹相談支援センター相談員を講師として、障害者差別解消法研修を実施（実施日R3.8.20、研修時間1時間、管理職20名が受講）	A	今後も継続して、市職員等への研修を実施していく。
3	各種選挙の投票時において、障がいのある人に配慮した投票所を運営します。	行政課	選挙時に、視覚障がいのある人に、選挙公報を点訳・音訳した媒体を配布した。また、投票時に、段差がある投票所ではスロープを設置したり、各投票所に車いす用の記載台及び点字投票資材を用意した。	A	引き続き、障がいのある人に配慮した選挙を実施します。
4	障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした関係機関の連携を図ります。また、パンフレット等を活用して周知啓発に努めます。	福祉課			
5	高次脳機能障がいや強度行動障害について、理解や啓発などを進めるための情報発信の充実を図るなど、必要な支援につながるための取組を行います。	福祉課			
6	援助や配慮を必要としている人が周囲に知らせ、援助を得やすくするためのヘルプマークの普及に努めます。	福祉課			
7	身体障がい者の自立を介助する補助犬に対する理解が不足しているため、身体障害者補助犬（介助犬）の一層の理解促進、普及・啓発に努めます。	福祉課	介助犬広報啓発事業補助金については所期の目的を達成したため、令和3年度に廃止。募金箱や自動販売機の設置及び介助犬フェスタの周知を行った。	A	継続して理解促進、普及・啓発に努めます。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

# 第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和3年度分]

## 基本分野6 障がいの理解促進、差別解消、権利擁護支援

### 施策項目2 権利擁護に関する支援

No.	事業内容	関係課	【R3年度】取組実績、特記事項等	評価 (R3見込)	今後の方向性
1	尾張東部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度について周知を図るとともに、成年後見制度を必要としている人の中で、障がいにより財産管理や契約行為等に支援が必要な方に対して、市長申し立てを含む制度利用を支援します。	福祉課 長寿課			
2	「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及を図り、日常生活や社会生活において障がい者の意思が反映されるよう、意思決定支援の質の向上を図ります。	福祉課	尾張東部権利擁護支援センター（委託先）が主体となり意思決定支援に関する研修を実施した。	A	引き続き意思決定支援に関する研修を実施を予定。
3	虐待を受けた時や緊急時に避難するための居室の確保を実施し、被虐待者等の安全対策を図ります。	福祉課	緊急時の受け入れ機能を含む地域生活支援拠点事業の大枠を定めた。	C	機能の1つである緊急時の受け入れ機能について、具体的な検討を進める。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

# 第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和3年度分]

## 基本分野7 防災・防犯

### 施策項目 防災及び緊急時の支援の充実

No.	事業内容	関係課	【R3年度】取組実績、特記事項等	評価 (R3見込)	今後の方向性
1	【重点項目】 災害時に障がいのある人の避難支援ができるよう、避難行動要支援者名簿への登録を推進します。	福祉課 安心安全課	重点項目7		
2	市内の入所施設と協定を結び、緊急避難所（福祉避難所）を確保します。	福祉課 安心安全課	市内4施設と協定を結び、災害時に避難行動要支援者の受け入れ先として確保している。	A	市内の施設へ依頼し、受け入れ先の拡充を図る。
3	避難所等で障がいのある人の対応・支援ができるよう、個別支援計画を作成し、それを活用した支援方法について検討します。	福祉課 長寿課	関係課において個別避難計画策定に向けた体制について協議し、様式や情報収集の方法等、今後のスケジュールを策定した。	A	令和4年度中に様式の整備及び情報収集を行い、令和5年度から運用開始予定。
4	【重点項目】 障がいのある人、サービス提供事業所、地域住民が協働した避難訓練を実施します。	安心安全課 福祉課	重点項目7		
5	【重点項目】 障がいのある人が避難所で安心して生活できるよう、障がいの特性に配慮したスペースの確保等、福祉的な視点での避難所整備に努めていきます。	安心安全課 福祉課	重点項目7		
6	聴覚や言語に障がいのある人は、緊急時の通報が困難となっているため、尾三消防本部が実施する、スマートフォンなどで通報できる緊急通報システム「NET119」の普及・啓発に努めます。	福祉課	登録説明会について、全対象者へ通知（説明会自体は新型コロナウイルス感染症により中止）し、制度についての周知を図った。	A	引き続き令和4年4月に新たに始まるWEB登録について周知。
7	愛知警察署が実施する聴覚障がい等がある人が文字による対話形式で通報を行うことができるWEB110システムの普及に努めます。	福祉課	WEB110システムは廃止され、110番アプリシステムに移行。市ホームページも更新した。	A	R4年度版福祉ガイドにおいて新たに周知します。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

## 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 実績調査表

### 1 第6期障がい福祉計画

#### (1) 計画の数値目標

##### 〔1 福祉施設の入所者の地域生活への移行〕

項目	基準値	目標値	実績	
	R元年度末	R5年度末	R2年度年末	R3年度年末
地域移行者数	－	1人	1人	0人
施設入所者の削減	－	1人	1人	0人

##### 〔2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築〕

項目	基準値	目標値	実績	
	R元年度末	R5年度末	R2年度年末	R3年度年末
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	－	1回／年度	1回／年度	0回／年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	－	20人	13人	0人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	－	1回／年度	2回／年度	0回／年度
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	－	1人	0人	0人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	－	1人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	－	8人	13人	18人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	－	0人	0人	0人

##### 〔3 地域生活支援拠点の整備〕

項目	基準値	目標値	実績	
	R元年度末	R5年度末	R2年度末	R3年度末
地域生活支援拠点等の整備	－	1箇所	未整備	未整備
地域生活支援拠点等の充実	－	実施	未実施	未実施

#### 〔4 福祉施設から一般就労への移行〕

項目	基準値	目標値	実績	
	R元年度末	R5年度末	R2年度末	R3年度末
一般就労への移行者	10人	13人	8人	8人
就労移行支援事業	3人	7人	—	6人
就労継続支援A型事業	3人	4人	—	2人
就労継続支援B型事業	4人	2人	—	0人
就労定着支援事業利用者	36%	70%	—	50%
就労定着支援事業の就労定着率	—	80%	—	0人

#### 〔5 相談支援体制の充実・強化等〕

項目	基準値	目標値	実績	
	R元年度末	R5年度末	R2年度末	R3年度末
総合的・専門的な相談支援機関の設置	実施	実施	実施	実施
訪問等による専門的な指導・助言	—	10件／年	—	12件／年
相談支援事業者の人材育成の支援	—	1件／年	—	3件／年
相談支援機関との連携強化の取組の実施	—	40件／年	—	37件／年

#### 〔6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築〕

項目	基準値	目標値	実績	
	R元年度末	R5年度末	R2年度末	R3年度末
障害福祉サービス等の質の向上	—	6人／年	—	3人／年
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	—	1回／年	—	0回／年

## (2) 障害福祉サービスの見込み

※以下、「見込量との比較」とは、令和元年度末における見込量と実績を比較し、見込量との差異を表記したものを。

【凡例】見込量よりも実績が+20%以上…△、-20%以下…▼、±20%未満…—

### 【訪問系サービス】(1月当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込	実績	見込量との比較
		令和2年	令和3年度	令和3年度	
居宅介護	人	86	89	92	—
	時間	1,759	1,884	1,751	—
重度訪問介護	人	3	3	2	▼
	時間	327	494	108	▼
同行援護	人	7	10	6	▼
	時間	51	97	71	▼
行動援護	人	4	8	3	▼
	時間	80	141	68	▼
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	—
	時間	0	0	0	—

### 【日中活動系サービス】(1月当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込	実績	見込量との比較
		令和2年	令和3年度	令和3年度	
生活介護	人	63	69	65	—
	人日	1,227	1,347	1,248	—
自立訓練(機能訓練)	人	1	2	1	▼
	人日	2	18	1	▼
自立訓練(生活訓練)	人	4	3	4	△
	人日	35	33	58	△
就労移行支援	人	23	24	22	—
	人日	359	358	347	—
就労継続支援(A型)	人	21	24	26	—
	人日	383	440	465	—
就労継続支援(B型)	人	66	69	78	—
	人日	1,092	1,138	1,251	—
就労定着支援	人	4	6	6	—
療養介護	人	2	2	2	—
短期入所(福祉型)	人	14	20	17	—
	人日	89	86	114	△
短期入所(医療型)	人	0	1	0	▼
	人日	0	7	0	▼

【居住系サービス】(1月当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込	実績	見込量との比較
		令和2年	令和3年度	令和3年度	
自立生活援助	人	0	0	0	—
共同生活援助	人	31	44	36	—
施設入所支援	人	12	12	13	—

【計画相談支援・地域相談支援】(1月当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込	実績	見込量との比較
		令和2年	令和3年度	令和3年度	
計画相談支援 (モニタリング含む)	人	69	75	69	—
地域移行支援	人	0	0	0	—
地域定着支援	人	0	0	0	—

### (3) 地域生活支援事業の見込み

#### 【理解促進事業・自発的活動支援事業】(1年当たり)

事業種別	単位	【参考】実績	見込	実績
		令和2年	令和3年度	令和3年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況 事業整備	無 済	有 済	無 済
自発的活動支援事業	実施状況 事業整備	無 済	有 済	無 済

#### 【相談支援事業】(1年当たり)

事業種別	単位	【参考】実績	見込	実績
		令和2年	令和3年度	令和3年度
相談支援事業	か所	3か所	3か所	2か所
障がい者自立支援協議会	設置状況	設置済	設置済	設置済
基幹相談支援センター	設置状況	設置済	設置済	設置済
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施状況	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施状況	未実施	未実施	未実施

#### 【成年後見制度利用支援事業】(1年当たり)

事業種別	単位	【参考】実績	見込	実績
		令和2年	令和3年度	令和3年度
市長申立事業	人／年 事業整備	1人 済	2人 済	0人 済
後見人等の報酬事業	人	0人 済	3人 済	4人 済

#### 【成年後見制度法人後見支援事業】(1年当たり)

事業種別	単位	【参考】実績	見込	実績
		令和2年	令和3年度	令和3年度
市民後見人の育成実施	件数 状況	1件 済	2件 済	2件 済
法人後見実施者の育成実 施	件数 状況	0件 済	0件 済	0件 未

#### 【意思疎通支援事業】(1年当たり)

事業種別	単位	【参考】実績	見込	実績	見込量との比較
		令和2年	令和3年度	令和3年度	令和3年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	件	26	30	26	—
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	—
重度障害者等入院時コミュ ニケーション支援事業	人	0	0	0	—

【日常生活用具給付等事業】(1年当たり)

対象品目	単位	【参考】実績	見込	実績	見込量との比較
		令和2年	令和3年度		
介護・訓練支援用具	件	0	5	4	▼
自立生活支援用具	件	7	7	0	▼
在宅療養等支援用具	件	11	12	10	—
情報・意思疎通支援用具	件	3	5	4	▼
排泄管理支援用具	人月	772	767	774	—
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	2	1	▼

【手話奉仕員養成研修事業】(1年当たり)

事業種別	単位	【参考】実績	見込	実績	見込量との比較
		令和2年	令和3年度		
手話奉仕員養成研修事業	人	未実施	7	6	—

【移動支援事業】(1年当たり)

事業種別	単位	【参考】実績	見込	実績	見込量との比較
		令和2年	令和3年度		
移動支援事業	人	35	47	31	▼
	時間	1,474	2,282	1,368	▼

【地域活動支援センター事業】(1年当たり)

事業種別	単位	【参考】実績	見込	実績	見込量との比較
		令和2年	令和3年度		
地域活動支援センター	人	18	4	3	▼
	人日	5	575	46	▼
	か所	488	4	2	▼

【発達障がい児者及び家族等支援事業】(1年当たり)

事業種別	単位	【参考】実績	見込	実績	見込量との比較
		令和2年	令和3年度		
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	受講者数	—	5	0	▼
ペアレントメンター数	人	—	0	0	—
ピアサポート活動	参加者数	—	5	0	▼

【その他の事業(任意事業)】(1年当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込み	実績	見込量との比較
		令和2年	令和3年度		
日中一時支援事業	人	105	111	99	—
	人日	5,340	6,660	5,363	—
訪問入浴サービス事業	人	2	2	0	▼
要約筆記奉仕員養成研修事業	人	3	2	3	△
自動車運転免許取得費助成事業	人	0	1	1	—
身体障がい者用自動車改造助成事業	人	0	1	0	▼

## 2 第2期障がい児福祉計画

### (1) 計画の数値目標

項目	【参考】実績	見込み	実績
	令和2年	令和3年度	令和3年度
こどもの発達相談室・児童発達支援センターの設置(令和3年度中)	—	各1カ所整備	各1カ所設置
保育所等訪問支援の実施(令和3年度中)	未設置	圏域に1カ所整備	児童発達支援センターで実施(児童発達支援センターはじめ市内3事業所に整備)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(令和5年度末)	未設置	圏域に1カ所整備	1カ所設置
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置(令和5年度末)	2018年度末協議の場設置後、再編に向けて検討中	連携強化4人配置	医療的ケア児の情報共有の体制整備、医療的ケア児等コーディネーター4人配置

### (2) 障がい児へのサービスの見込み

【障害児通所支援】(1月当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込み	実績	見込量との比較
		令和2年	令和3年度	令和3年度	
児童発達支援	人	74	101	103	—
	人日	913	1,054	1,168	—
医療型児童発達支援	人	1	1	0	▼
	人日	10	1	0	▼
放課後等デイサービス	人	152	195	211	—
	人日	2,300	2,466	2,806	—
保育所等訪問支援	人	0	1	8	△
	人日	0	1	8	△
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	—
	人日	0	0	0	—
障害児相談支援	人	37	26	47	△
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	3	4	4	—
障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備	保育所	83	61	85	△
	認定こども園	0	0	0	—
	放課後児童健全育成事業(児童クラブ、学童保育所)	一部実施	6	13	△

※1 実績見込みは、令和2年4月1日時点の情報または令和2年4月から9月実績から算出した数値を掲載しています。

※2 保育所、放課後児童健全育成事業の利用に当たっては、保護者の就労等が要件になることから、「必要な見込量」及び「各年度の目標見込量」の変動が見込まれます。

※3 本市において、認定こども園の設置はありません。

## 長久手市障がい者権利擁護支援計画 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和3年度分]

## (1) 制度の周知・啓発、担い手の養成

No.	事業名	事業内容	関係課	【R3年度】取組実績、特記事項等	評価 (R3見込)	今後の方向性
1	制度に関する正しい知識の普及	ホームページや窓口等において、権利擁護に関する情報を周知し、正しい知識の普及に努めます。	福祉課	市HPにて制度の周知を図っている。	A	引き続き実施。
2	制度に関する講演会等の開催	地域住民向けの研修を開催し、成年後見制度を含む権利擁護に関する広報・啓発のための講演会等を実施します。	権利擁護支援センター	住民を対象とした講演会を実施し109名が参加した。	A	成年後見制度を含む権利擁護に関する広報、啓発を実施する。
3	制度に関する学習会の開催	地域での早期発見のきっかけとなりうる地域住民や事業所を対象に、成年後見制度の基礎的な知識を学ぶ学習会を開催します。	権利擁護支援センター	住民等を対象とした研修を開催した。 (行政・福祉関係者向け研修会1回62名、住民のための後見制度勉強会1回43名、専門職による権利擁護研修会2回135名)	A	成年後見制度の基礎的な研修会の実施。また医師会との連携を強化し、法律、医療、福祉、行政を含む関係機関との研修会を引き続き実施する。
4	相談会の実施	成年後見制度に関する専門的な相談ができるよう、権利擁護支援センターの職員による相談会を定期的の実施します。	福祉課 権利擁護支援センター	市役所において月1回の予約制の巡回相談を実施した。	A	引き続き、成年後見制度に関する専門的な相談ができるよう、権利擁護支援センターの職員による相談会を定期的の実施する。
5	虐待対応に関する知識や技術の向上	虐待対応の知識や技術の向上を目指すため、ケースの助言や、行政、福祉関係者を対象とした研修会を開催します。	権利擁護支援センター	虐待事例検討会を6回し、157名が参加した。	A	行政、福祉関係者を対象とした事例検討会の実施。またスーパーバイザー派遣事業による個別ケースにおける助言等、継続的に実施する。
6	市民後見人養成講座	判断能力が十分ではない人の生活を同じ住民という立場から支援し、より身近に寄り添うことができる市民後見人を養成します。	権利擁護支援センター	市民後見人養成研修会を開催し23名が受講した。また、フォローアップ研修を3回、市民後見人交流会を1回開催した。	A	市民後見人の周知、啓発をはじめ、意思決定支援を中心とした権利擁護支援の担い手の育成を実施する。
7	成年後見サポーター養成講座	成年後見制度を理解し、地域で後見業務等を広く支えるサポーターとなる人材を養成するための講座を開催します。	権利擁護支援センター	市民後見人養成研修ミニ説明会を3回(57名)、市民後見人養成研修会を2回(87名)開催した。	A	住民を対象とした権利擁護支援サポーターの養成研修を実施する。
8	法人後見の推進	法人事業として、市内にある法人が成年後見制度の受任を実施できるように継続的な案内と支援を行います。	福祉課 権利擁護支援センター	成年後見制度利用促進計画進行管理推進委員会において、法人後見の検討を行った。	A	引き続き、同委員会において、検討を進める。
9	意思決定の支援	事業所や相談支援専門員などが本人の意思をくみ取り、本人の意思に基づいた支援を行えるようにするための研修を行います。	福祉課 権利擁護支援センター 基幹相談支援センター	意思決定支援プロジェクトコアメンバー会議を4回実施した。	A	事例検討を始め、重層的なネットワーク会議メンバーの参加を求め権利擁護支援協議会の開催を実施する。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

# 長久手市障がい者権利擁護支援計画 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和3年度分]

## (2) 困りごとの発見・受け止める体制づくり

No.	事業名	事業内容	関係課	【R3年度】取組実績、特記事項等	評価 (R3見込)	今後の方向性
1	個別訪問調査	障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。	福祉課	重点項目 1		
2	消費生活相談の周知と対応	消費生活相談の窓口について周知します。また、消費生活に関する相談に対応するとともに、他の困りごとを抱えている可能性に配慮し、必要に応じて関係部署につなぎます。	地域共生推進課			
3	相談対応	親族や福祉関係者等から成年後見制度等に関する相談があった場合は速やかに対応するとともに、必要な場合には、権利擁護支援センターへつなぎます。	福祉課			
4	虐待発見時における支援体制の構築	経済的虐待を受けているなど権利擁護支援の必要な人の早期発見、適切な支援へのつなぎ、生活環境の整備などの一連の支援をできるように支援体制を構築します。	福祉課 権利擁護支援センター			
5	市町村長申立ての実施	成年後見等の申立てが困難な人に対して市長申立てを行い、成年後見制度の利用につなげます。	福祉課	1名の方について、市長申立の手続きを進めたが、申立には至らなかった。	A	引き続き、長久手市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、必要な申立等の対応を行う。
6	成年後見制度利用支援事業	本人等の財産の状況により、成年後見等の申立てに要する費用や後見人等の報酬を負担することが困難な場合に、これらの費用を助成します。	福祉課	3名に対して市長申立費用助成及び報酬助成を行った。	A	引き続き、長久手市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、必要な助成等の対応を行う。
7	法人後見等受任	虐待等緊急を要するケースや複合的な権利侵害があり、高度な支援が必要な場合は、総合的な支援が行えるよう権利擁護支援センターなどが後見人等となり、後見業務を行います。	権利擁護支援センター	1人（長久手市民）の法人後見を受任している。	A	適切な金銭管理及び意思決定支援を中心とした身上保護を実施していく。
8	日常生活自立支援事業の実施	福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を支援する「日常生活自立支援事業」の活用を図ります。	社会福祉協議会			
9	個別支援の仕組みづくり	後見等開始後も関係者が話し合っって日常的に本人を見守り、継続的に状況を把握し、対応する仕組みを構築します。	福祉課 権利擁護支援センター	市、権利擁護支援センター、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所及び後見人等がそれぞれに必要な場面で関わり、必要に応じて情報共有を行っている。	A	引き続き、関係者間での連携体制づくりを進める。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

# 長久手市障がい者権利擁護支援計画 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

## （3）地域連携ネットワークの推進

[令和3年度分]

No.	事業名	事業内容	関係課	【R3年度】取組実績、特記事項等	評価 (R3見込)	今後の方向性
1	権利擁護の主導的連携	権利擁護支援の観点から、障がい者自立支援協議会、基幹相談支援センターと継続的な連携を図ります。	福祉課			
2	権利擁護支援の仕組みの構築・推進	虐待案件等の権利擁護支援については、権利擁護支援センターや基幹相談支援センター等と連携して対応します。また、必要時には、専門職等の協力を得るなど、問題の解決に努めます。	福祉課			
3	広域的な地域連携ネットワークの充実	尾張東部の5市1町の行政、福祉、司法、医療、保健関係者等によって構成されている「適正運営委員会」において、地域課題の検討、調整、解決に向けて協議を進めます。	福祉課 権利擁護支援センター	適正運営委員会を6回実施した。	A	地域連携ネットワークの一つの重要な会議と位置づけ、個別支援の蓄積から地域課題を導き、協議会としての機能の充実を図る。
4	中核機関の適切な事業運営及び機能強化	中核機関として適切に運営できるよう、職員の体制を充実し、専門的機能の向上・安定的な運営に努めます。また、中核機関の機能強化に努めます。	福祉課 権利擁護支援センター	中核機関のコーディネート機能を強化するため、権利擁護支援センターの職員体制を強化した。	A	引き続き、市及び権利擁護支援センターが連携し、中核機関の機能強化に努める。
5	広域による中核機関の整備	権利擁護支援センターを活用して中核機関の整備を広域レベルで行い、意思決定支援を重視した成年後見制度の利用促進を行います。	福祉課			

※義務的性質の項目については評価対象としない。